

特定(農業用)ため池の管理者の皆さまへ ～ため池の保全に向けて～

「ため池管理保全法」(令和元年7月施行)・「県ため池保全条例」(令和元年7月改正)に基づいて、決壊すると下流の住宅や公共施設等に被害を及ぼすおそれのあるため池を、県が「特定(農業用)ため池」として指定しています。

〔「特定農業用ため池」：法の規定に基づく指定、「特定ため池」：条例の規定に基づく指定〕



「特定(農業用)ため池」に指定されると

1 堤体や水底の掘削、竹木の植栽等を行うには県の許可が必要となります

ため池を適正に保全するため、堤体の掘削・盛土・切土や水底の掘削、竹木の植栽、洪水吐の形状変更などのため池の保全に影響のある行為を行うには県(各県民局土地改良事務所・センター等)の許可が必要となります。

2 管理者等が防災工事を行う際は、事前に市町へ届出が必要となります

ため池の管理者又は所有者が防災を目的とした工事(洪水吐能力の向上や低水位管理に取り組むための施設整備工事など)を実施する場合、30日前までに各市町ため池担当部署へ工事計画の届出が必要となります。

「特定(農業用)ため池」の確認方法は

「特定(農業用)ため池」に指定されたため池の一覧は県のホームページで確認できます。
(兵庫県ホームページ>食・農林水産>環境整備>農地・ため池・水路>特定ため池)
(http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijuutentameike.html)



QRコードを読み取ることにより確認できます。

ため池変更届の提出のお願い

管理者が交代した場合など、届出内容に変更があった場合は変更届の提出が必要です。

(ため池届出書に関することは、各市町ため池担当部署へお問い合わせください。)

法律ができた背景

自然災害によるため池の被災が頻発している中、ため池の権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑となっていることや、ため池の管理組織の弱体化により日常の維持管理に支障をきたすおそれがあることが課題となっています。

このため、施設の所有者等（所有者、管理者）や行政機関の役割分担を明らかにし、ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備することを目的として「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元年7月1日施行）」が制定されました。

平成30年7月豪雨では多くのため池が決壊しました



ため池区分と防災工事の推進

「特定（農業用）ため池」のうち、人的被害を及ぼすおそれのあるため池を「ため池工事特措法（令和2年10月施行）」に基づき「防災重点農業用ため池」に指定しています。

特措法有効期間内（令和12年度まで）に防災工事（改修や廃止）を計画的かつ集中的に推進することとされており、兵庫県においても市町と連携し、優先して防災工事に取り組むものを計画に位置付け、令和3年3月に『兵庫県防災工事等推進計画』を策定しました。

現時点で計画に位置付けられていないため池においても、漏水・浸食・ひび割れなどが確認され、防災工事を優先的に実施しなければならない事案が生じた場合は、ため池が所在する市町に相談してください。

特定（農業用）ため池の指定要件

- ため池が決壊した場合に下流の住宅・公共施設等や農地・農業用施設に被害を及ぼすおそれがあるもので、下記要件に該当するもの
 - ・浸水区域のうちため池から100m未満に、住宅や公共施設等があるため池
 - ・貯水量が1,000m³以上で、浸水区域のうちため池から500m未満に住宅や公共施設等があるため池
 - ・貯水量が5,000m³以上で、浸水区域に住宅や公共施設等があるため池
 - ・土砂災害警戒区域等にため池及び住宅や公共施設等があるため池
 - ・かんがい農地面積が5,000m²（0.5ha）以上であり、浸水区域に農地や農業用施設があるため池

ため池総数（約21,000箇所）※R7.11時点

特定（農業用）ため池※1（約8,600箇所）

防災重点農業用ため池※2
（略称：防重ため池）

（約6,100箇所）

- 人的被害を及ぼすおそれのあるため池
 [決壊した場合に下流の住宅や公共施設等に被害を及ぼすおそれのあるため池]
 （優先して防災工事に取り組むものを計画に位置付ける）

兵庫県防災工事等推進計画
448箇所（R8.3改定）



- 農地・農業用施設に被害を及ぼすおそれのあるため池
 [かんがい農地面積が0.5ha以上あり、かつ浸水区域に農地や農業用施設が存するため池]

※1 ため池管理保全法及び改正ため池保全条例に基づき指定
 ※2 ため池工事特措法（R2.10施行）に基づき指定

各県民局土地改良事務所・センター等お問い合わせ先

事務所名 （管内市町名）	住所	電話番号
神戸県民センター 神戸土地改良センター（農村整備課） 〔神戸市〕	〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5【西神戸庁舎1階】	TEL(078)742-8362
阪神北県民局 阪神農林振興事務所（農村整備課） 〔西宮市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町〕	〒669-1531 三田市天神1-10-14【三田庁舎内】	TEL(079)562-8912
北播磨県民局 加古川流域土地改良事務所（農村計画第1課） 〔朝石市・加古川市・高砂市・福美町・播磨町〕 〔西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町〕	〒673-0423 三木市宿原字寺ノ前70【三木庁舎内】	TEL(0794)82-9839
中播磨県民センター 姫路土地改良センター（農村整備課） 〔姫路市・神河町・市川町・福崎町〕	〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地【姫路総合庁舎内】	TEL(079)281-9392
西播磨県民局 光都土地改良センター（農村計画課） 〔相生市・たつの市・赤穂市・京岸市・太子町・上郡町・佐用町〕	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25【西播磨総合庁舎内】	TEL(0791)58-2215
但馬県民局 豊岡土地改良センター（農村計画課） 〔豊岡市・香美町・新温泉町〕	〒668-0025 豊岡市幸町7番11号【豊岡総合庁舎内】	TEL(0796)26-3715
但馬県民局 朝来土地改良センター（農村整備課） 〔養父市・朝来市〕	〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96【和田山庁舎内】	TEL(079)672-6895
丹波県民局 篠山土地改良事務所（農村整備課） 〔丹波篠山市・丹波市〕	〒669-2341 丹波篠山市郡家字練兵の坪451-2【篠山庁舎内】	TEL(079)552-7417
淡路県民局 洲本土地改良事務所（農村計画第2課） 〔洲本市・南あわじ市・淡路市〕	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5【洲本総合庁舎内】	TEL(0799)26-2117

特定（農業用）ため池の開発行為は許可が必要です。
管理者の皆さまのところに開発事業者から相談があった場合は
P46, P47 の資料をご参照ください。

**特定（農業用）ため池に開発行為を行う場合は
県の許可が必要です。**

開発事業者の皆さまへ

「ため池管理保全法」（令和元年7月施行）・「県ため池保全条例」（令和元年7月改正）に基づいて、決壊すると下流の住宅や公共施設等に被害を及ぼすおそれのあるため池を、県が「特定（農業用）ため池」※として指定しています。

※ 「特定農業用ため池」：法の規定に基づく指定
「特定ため池」：条例の規定に基づく指定



「特定（農業用）ため池」への（形状変更）行為の制限

土地の掘削、盛土又は切土、竹木の植栽その他当該特定（農業用）ため池の
保全に影響を及ぼすおそれがある行為を行う場合は県の許可を受けなければ
なりません。

「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第8条（行為の制限）
「ため池の保全等に関する条例」第19条（形状変更行為の制限）

（形状変更）行為の制限を受ける範囲

（形状変更）行為の制限を受ける範囲は、堤体（洪水吐・取水設備を含む）や水底だけではなく、堤体高さを周囲に投影した岸（イラスト黄線部）も含まれます。



（形状変更）行為を行う場合

（形状変更）行為を行う場合は、必要書類を揃えて各県民局土地改良事務所・センター等（裏面）へお問い合わせのうえ、事前相談を行ってください。

事前相談に必要な書類

- ・ため池の現状（写真、ため池諸元など）や予定する行為・施設の内容が分かる資料（施設配置図面、説明資料など）

特定(農業用)ため池の確認方法

「特定(農業用)ため池」の一覧は県のホームページで確認できます。

(兵庫県ホームページ>食・農林水産>環境整備>農地・ため池・水路>特定ため池)
(https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html)



QRコードを読み取ることにより確認できます。

各県民局土地改良事務所・センター等お問い合わせ先

事務所名 〔管内市町名〕	住所 電話番号
神戸県民センター 神戸土地改良センター(農村整備課) 〔神戸市〕	〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5【西神戸庁舎1階】 TEL(078)742-8362
阪神北県民局 阪神農林振興事務所(農村整備課) 〔西宮市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町〕	〒669-1531 三田市天神1-10-14【三田庁舎内】 TEL(079)562-8912
北播磨県民局 加古川流域土地改良事務所(農村計画第1課) 〔明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町〕 〔西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町〕	〒673-0423 三木市宿原字寺ノ前70【三木庁舎内】 TEL(0794)82-9839
中播磨県民センター 姫路土地改良センター(農村整備課) 〔姫路市・神河町・市川町・福崎町〕	〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地【姫路総合庁舎内】 TEL(079)281-9392
西播磨県民局 光都土地改良センター(農村計画課) 〔相生市・たつの市・赤穂市・宍粟市・太子町・上郡町・佐用町〕	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25【西播磨総合庁舎内】 TEL(0791)58-2215
但馬県民局 豊岡土地改良センター(農村計画課) 〔豊岡市・香美町・新温泉町〕	〒668-0025 豊岡市幸町7番11号【豊岡総合庁舎内】 TEL(0796)26-3715
但馬県民局 朝来土地改良センター(農村整備課) 〔養父市・朝来市〕	〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96【和田山庁舎内】 TEL(079)672-6895
丹波県民局 篠山土地改良事務所(農村整備課) 〔丹波篠山市・丹波市〕	〒669-2341 丹波篠山市郡家字練兵の坪451-2【篠山庁舎内】 TEL(079)552-7417
淡路県民局 洲本土地改良事務所(農村計画第2課) 〔洲本市・南あわじ市・淡路市〕	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5【洲本総合庁舎内】 TEL(0799)26-2117

法律ができた背景

自然災害によるため池の被災が頻発している中、ため池の権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑となっていることや、ため池の管理組織の弱体化により日常の維持管理に支障をきたすおそれがあることが課題となっています。

このため、施設の所有者等(所有者、管理者)や行政機関の役割分担を明らかにし、ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備することを目的として「農業用ため池の管理及び保全に関する法律(令和元年7月1日施行)」が制定されました。

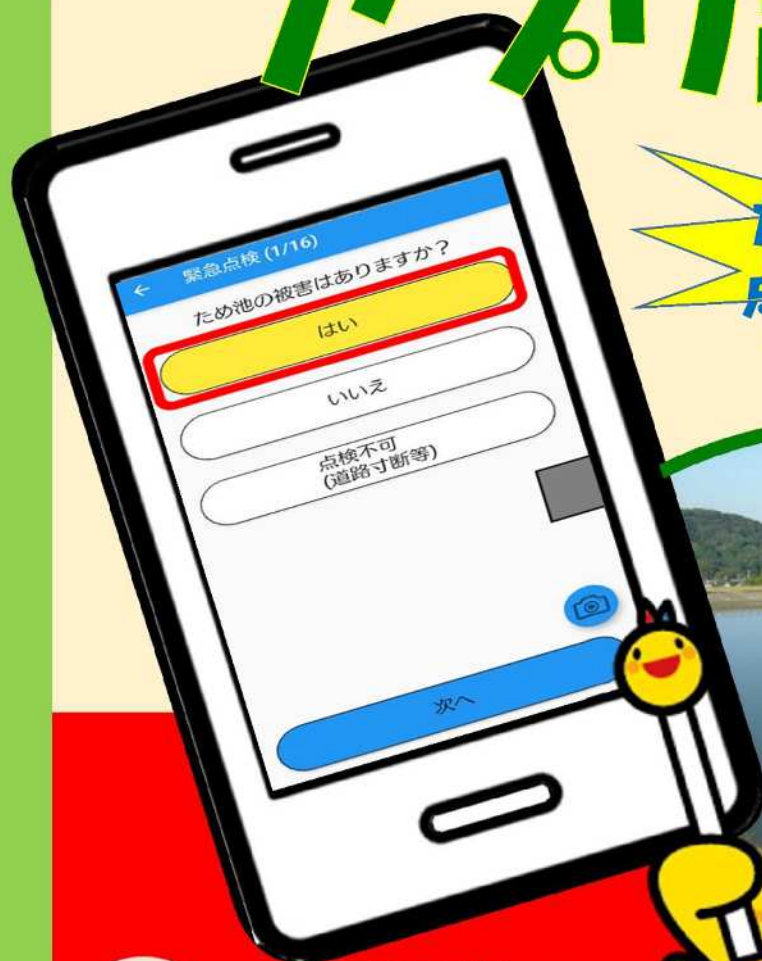
平成30年7月豪雨では多くのため池が決壊しました



ため池
管理

ため池管理 アプリ誕生

ため池管理者の
点検をサポート!!



ポイント1

- 点検記録をお持ちの
スマホ から報告・記録
できます

ポイント2

- 台風接近時等に、**プッシュ
通知機能** により管理者へ
注意喚起されます

ポイント3

- 点検入力中に写真を撮るとその
まま**保存** されます



アプリの使用方法はこちら

ため池管理アプリ 説明動画

検索

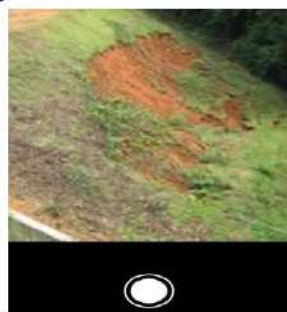
ため池管理アプリとは

「ため池管理アプリ」は、ため池管理者が日常点検や災害時の緊急点検の結果を行政に報告するためのスマートフォンアプリです。

「はい」「いいえ」で回答できる一問一答形式で、誰でも簡単に点検報告ができます。



日常点検や緊急点検の結果を記録・報告することができます。行政と連携して施設の管理や情報共有を行えます。



ため池の異状を発見したら、写真を撮影することで点検結果と一緒に記録・報告することができます。

ため池管理アプリを利用するには、『ため池管理者QRコード』『ため池QRコード』の登録が必要です。準備が整い次第、各市町からQRコードが配布されます。



地震や大雨が発生してため池の点検が必要になるとアプリから通知が送信されます。

利用上の注意

アプリの利用料は無料ですが、所定のパケット通信が発生するため、通信会社の契約状況によってパケット通信料が発生します。

お問い合わせ先

兵庫県 農地整備課 農地防災班（防災担当）

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 TEL 078-362-3433

ため池の水難事故を防ぐために ～ため池管理者のみなさまに知っていただきたいこと～

1. ため池の水難事故の特徴

01 | ため池に潜む危険性

池内は…

- ・ 苔や藻が生えて滑りやすい
- ・ 草が茂って足元の様子が見えにくい
- ・ 急傾斜に見えなくても急に深くなる
- ・ 池の底に泥がたまっている

➡ 転落すると
自力ではい上がるのは難しい



02 | ため池水難事故の 9 割は大人の事故！

人口比率の関係もあり水難事故は大人に多い。問題なのは生還率（事故にあっても助かった割合）で、子どもは8割以上が助かり、高齢者は7割以上が死亡したという統計がある。子どもは小学校授業で着衣水泳など実践訓練をしている一方で、高齢者は運動機能の低下や実践訓練の機会がないことなどが影響していると考えられる。



湖沼池・用水路の死者行方不明者 年代割合

〔出典〕警察庁 令和3年における水難の概況（統計データ）

03 | 「後追い沈水」

1人目が深みにはまって落水した際に
2人目以降が停止できない
もしくは転落した人を助けようとして
後を追うように溺れてしまう



〔斎藤秀俊 水難学会会長作図〕

2. ため池の水難事故を防ぐには？

01 | ため池水難事故防止対策の事例

加古川市の小学生が
考案・設置！



脱出を補助する救助ネット



救助用ペットボトル

不用意にため池に近づくことがないように看板や安全柵を設置しましょう。

また、万一の事故に備えて救助用のロープや浮き輪、ブイなどを設置しましょう。

02 | 管理者自らの命を守るための対策

- ・草刈りの時は**救命胴衣**を着用する（**熱中症**には要注意！）
- ・**複数人**で点検や草刈りを実施する
- ・作業現場には**ハシゴ**を準備する
- ・転落時に草刈り機を捨てられるように、**固定金具が外れる工夫**をする
- ・防水型スマホや防水ケースを活用して**119番通報**できるようにする

03 | もしもため池に落ちてしまった時は

合言葉は... **ういてまて**

- ・人間は体の**2%**が常に水面上に出る（浮く）
ため仰向けになれば呼吸ができる
- ・浮いて救助を待つことで、周りの人が助けに入ることによる二次被害を防止できる



〔出典〕R5.2.3「第7回ため池保全県民運動の集い」（一社）水難学会 木村理事・事務局長 講演資料

チラシの詳細はこちら

令和5年2月にため池の水難事故防止をテーマにフォーラム（ため池保全県民運動の集い）を開催しました。講演動画は下記の二次元コードまたは検索フォームからご覧いただけます。



二次元コード

第7回ため池保全県民運動の集い

検索

【お問い合わせ】 兵庫県農林水産部農地整備課
TEL：078-362-3434
Mail：nouchiseibika@pref.hyogo.lg.jp

令和5年3月作成

参考 6

ため池水面を活用した太陽光発電施設の注意点

近年、ため池水面を活用した太陽光発電施設の設置が増えています。

施設の設置方法に問題があると、ため池の適正管理やため池のもつ多面的機能の発揮に支障が生じる場合があります。



ため池の機能に支障をきたす事例

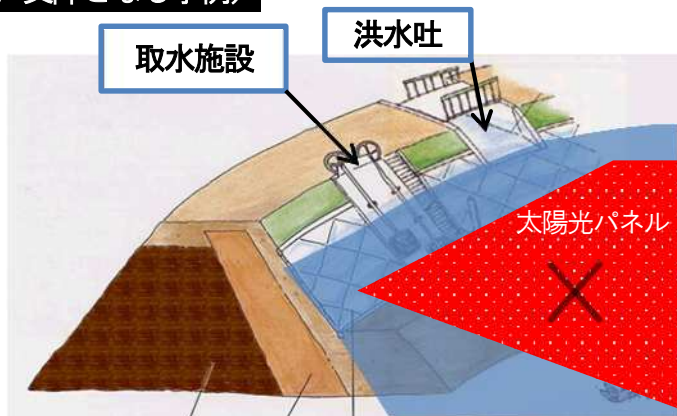
- 発電施設が洪水吐や取水施設と近接している場合
⇒ 洪水吐の流水障害により排水能力が低下する。
⇒ 取水施設のゲート操作に支障が生じる。

ため池の維持管理に支障をきたす事例

- 堤体上に発電施設のケーブルが敷設されている場合
⇒ 草刈りの支障になる。
- 取水施設付近にケーブルが敷設されている場合
⇒ ため池の水を抜いた際に、太陽光パネルが支障になり、泥土を除去できない。

参考（洪水吐や取水施設の機能に支障となる事例）

- 洪水吐付近での太陽光パネルやケーブルの設置は、水の流れに影響を与える恐れがある。
（設置位置を検討する際は、風や波浪の影響も考慮したうえで、決定する。）



上記は一例であり、ため池管理者や発電事業者が太陽光発電施設を設置するにあたり守るべきことなど、詳細に取りまとめたものを『別冊』として作成しています。



ため池監視システムの導入を検討しませんか？

～考えよう！ICTを活用したため池管理の省力化～

豪雨時におけるため池水位の上昇を的確に把握できる「ため池監視システム」は、緊急時の迅速な避難行動を促す減災対策や、ため池の維持管理を省力化できる技術として、期待されています。

このシステムを皆さまに知っていただき、地域の実情に即した導入を検討していただくため、**兵庫県がため池監視システム展示場を開設しました。**

是非ご見学いただき、皆さまが管理されているため池への導入を検討してみませんか。

展示場開設期間：令和8年12月末まで

明石会場

西島の上池（明石市大久保町西島）



↑ 接続先に位置図が表示されます。

※ **明石会場は事前申込が必要です。**
(1ヶ月前までにお申し込みください。)

<申込先>兵庫県農地整備課

TEL：078-362-3432 E-mail：nouchiseibika@pref.hyogo.lg.jp

出展者（明石会場）

- ① (一社)ため池みらい研究所・兵神機械工業(株)
- ② 三信電気(株)
- ③ ソフトバンク(株)
- ④ NXTech(株)
- ⑤ 大和リース(株)
- ⑥ (株)アイエスイー
- ⑦ ANEOS(株)
- ⑧ マスプロ電工(株)

淡路会場

寄合池（淡路市山田）



↑ 接続先に位置図が表示されます。

出展者（淡路会場）

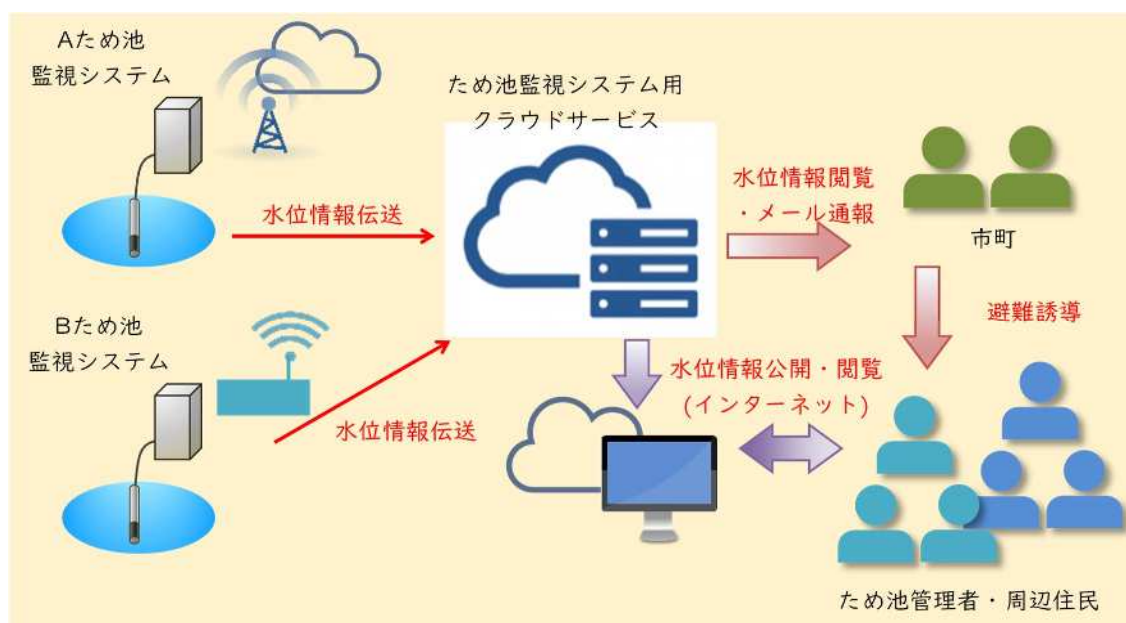
- ① EDGEMATRIX(株)
- ② 日本無線(株)
- ③ (株)電信
- ④ (株)オサシ・テクノス

兵庫県農林水産部農地整備課

ため池監視システムの仕組み



<ため池監視システムを活用した情報伝達（イメージ）>



兵庫県ホームページからため池監視システムに関する資料をご覧いただくことができます。

展示場出展者の
製品紹介動画



ため池監視システム
導入マニュアル



取組事例・
製品紹介



連絡先：兵庫県農林水産部農地整備課農地防災班 078-362-3432

緊急点検の対象となるため池と点検のタイミング(P16 参照)

	(地震) 震度 4 以上	(地震) 震度 5 弱以上	大雨特別警報
対象ため池	堤高 15m 以上の防災重点 農業用ため池	全ての防災重点農業用 ため池	全ての防災重点農業用 ため池
点検のタイ ミング	身の安全を十分に確保して 実施する	身の安全を十分に確保 して実施する	大雨特別警報が解除さ れ次第、身の安全を十 分に確保して実施する

【 情報連絡体制の例 】(P13 参照)

